

平成 28 年 8 月

第 3 回稲城市議会定例会議案

(8 月 3 1 日開会
月 日閉会)

氏 名

平成28年第3回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第45号議案 稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第46号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第47号議案 稲城市消防本部の設置等に関する条例の一部を改正する条例

<決 算>

- 第48号議案 平成27年度東京都稲城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 平成27年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 平成27年度東京都稲城市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第52号議案 平成27年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第53号議案 平成27年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第54号議案 平成27年度東京都稲城市病院事業会計決算の認定について

<補正予算>

- 第55号議案 平成28年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）
- 第56号議案 平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第57号議案 平成28年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

- 第58号議案 稲城市教育委員会委員の任命について

第45号議案

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年8月31日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正により、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開く窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第43条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開く窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第46号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年8月31日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の改正等に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の9の1の表(イ)の項中「の各号」を削り、「に係る」を「の用に供する」に、「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改める。

別表第2の11の表(イ)の項から(エ)の項までを次のように改める。

(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅で道路に面する1階及び2階部分を住戸若しくは住室に供するもの又は建築物の延べ面積の合計の2分の1以上を居住の用に供するもの (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までの規定に該当する営業の用に供するもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 共同住宅 (2) 共同住宅で1階又は2階部分を事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (3) 公民館又は地区集会所 (4) 保育所 (5) 診療所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 公民館又は地区集会所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (4) 公民館又は地区集会所 (5) 保育所 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
(ウ)	建築物の容積率の最高限度	—			

(え)	建築物の建ぺい率の最高限度	—
-----	---------------	---

別表第2の11の表(か)の項及び(き)の項を次のように改める。

(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 多摩都市計画若葉台北地区地区計画の計画図に示す1号壁面線の道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。 (2) 多摩都市計画若葉台北地区地区計画の計画図に示す2号壁面線の道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。
(き)	(か)の適用除外のもの	—	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの

別表第2の26の表(い)の項から(え)の項までを次のように改める。

(い)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの（各住戸の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。） (3) 公民館又は	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 住宅で次のいずれかの用途を兼ねるもの（各住戸の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。） ① 事務所（汚物運搬自動車、危	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 共同住宅 (2) 共同住宅で1階部分を次のいずれかの用途に供するもの ① 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ② 理髪店、美容院又はクリーニン	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅で1階部分を住戸又は住室に供するもの (3) 自動車教習所 (4) 自動車車庫（建築物に附属するものは除く。） (5) 畜舎 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
-----	--------------	--	--	---	--

- 地区集会所
(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの

除物運搬自動車その他これらに類する自動車の駐車施設を同一敷地内に設ける業務を除く。)

- ② 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
 - ③ 理髪店、美容院又はクリーニング取次店
 - ④ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- (3) 店舗又は飲食店で次のいずれかの用途に供するもの
- ① 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
 - ② 理髪店、美容院又はクリーニング取次店
 - ③ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

- グ取次店
- ③ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- (3) 店舗又は飲食店で次のいずれかの用途に供するもの
- ① 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
 - ② 理髪店、美容院又はクリーニング取次店
 - ③ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- (4) 公民館
(5) 診療所
(6) 公衆電話所その他これに類する公益上必要な建築物
(7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの

第2条第1項各号の規定に該当する営業の用に供するもの

			(4) 公民館又は 地区集会所 (5) 保育所 (6) 診療所 (7) 巡査派出所、 公衆電話所そ の他これらに 類する公益上 必要な建築物 (8) 前各号に掲 げる建築物に 附属するもの	
(う)	建築物の 容積率の 最高限度	—		
(え)	建築物の 建ぺい率 の最高限 度	—		

別表第2の26の表(か)の項を次のように改める。

(か)	建築物の 外壁等の 面から道 路境界線 又は隣地 境界線ま での距離	(1) 道路境界線 までの距離は、 1メートル以 上とする。 (2) 隣地境界線 までの距離は、 0.7メートル 以上とする。	(1) 多摩都市計画向陽台中央地区 地区計画の計画図に示す2号壁 面線の道路境界線までの距離は、 1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7 メートル以上とする。	(1) 多摩都市計 画向陽台中央 地区地区計画 の計画図に示 す1号壁面線 の道路境界線 までの距離は、 3メートル以 上とする。 (2) 多摩都市計 画向陽台中央 地区地区計画 の計画図に示 す2号壁面線 の道路境界線 までの距離は、 1メートル以 上とする。 (3) 隣地境界線 までの距離は、 0.7メートル 以上とする。
-----	--	--	--	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第47号議案

稲城市消防本部の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 8 月 31 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城上平尾土地区画整理事業地内に消防出張所を設置することに伴い、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、稲城市消防本部の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市消防本部の設置等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市消防本部の設置等に関する条例（昭和45年稲城市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「消防署」を「消防署所」に、「は、この条例の定めるところによる」を「定めるものとする」に改める。

第3条の見出し中「消防署」を「消防署所」に改め、同条第1項中「基づき、消防署」を「より、消防署所」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の消防署所の位置、名称及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

位置	名称	管轄区域
稲城市東長沼2111番地	稲城消防署	稲城市全区域
稲城市平尾1128番地の4	稲城消防署上平尾消防出張所	稲城市全区域

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第55号議案

平成 28 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

平成28年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 353,218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,130,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成28年 8 月 31 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		398,240	329	398,569
	1 負担金	398,240	329	398,569
15 国庫支出金		4,580,522	102,480	4,683,002
	1 国庫負担金	3,893,348	82,160	3,975,508
	2 国庫補助金	661,692	20,320	682,012
16 都支出金		5,244,732	1,159	5,245,891
	1 都負担金	1,392,100	1,159	1,393,259
20 繰越金		333,932	249,250	583,182
	1 繰越金	333,932	249,250	583,182
歳 入 合 計		34,776,921	353,218	35,130,139

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,189,221	78,682	3,267,903
	1 総務管理費	2,496,012	58,362	2,554,374
	3 戸籍住民基本台帳費	153,383	20,320	173,703
3 民生費		13,984,992	101,370	14,086,362
	1 社会福祉費	4,832,511	22,134	4,854,645
	2 児童福祉費	6,938,186	31,566	6,969,752
	3 生活保護費	2,181,950	47,670	2,229,620
4 衛生費		2,757,700	13,391	2,771,091
	1 保健衛生費	1,515,277	13,391	1,528,668
8 土木費		3,993,740	159,775	4,153,515
	4 都市計画費	2,677,262	159,775	2,837,037
歳出合計		34,776,921	353,218	35,130,139

第2表 繰越明許費補正

(追加)

			(単位 千円)
款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	多摩川堤防公衆トイレ建設事業	31,775

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 13 款 分担金及び負担金 (補正額 329 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	負 担 金	398,240	329	398,569		
	2 衛生費負担金	2,426	329	2,755		
					1 保健衛生費 負 担 金	329
	計	398,240	329	398,569		

第 15 款 国庫支出金 (補正額 102,480 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 庫 負 担 金	3,893,348	82,160	3,975,508		
	1 民生費国庫負担金	3,893,348	82,160	3,975,508		
					3 生活保護費 負 担 金	82,153
					6 介護保険料軽減 強 化 負 担 金	7
2	国 庫 補 助 金	661,692	20,320	682,012		
	6 総務費国庫補助金	13,983	20,320	34,303		
					1 総務管理費 補 助 金	20,320
	計	4,580,522	102,480	4,683,002		

第 16 款 都 支 出 金 (補正額 1,159 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 負 担 金	1,392,100	1,159	1,393,259		
	1 民生費都負担金	1,317,570	1,159	1,318,729		

(単位：千円)

説 明	
(健康課) 予防接種負担金	329 329

第13款 分担金及び負担金

(単位：千円)

説 明	
(生活福祉課) 生活保護費等負担金過年度分	82,153 82,153
(高齢福祉課) 介護保険料軽減強化負担金過年度分	7 7
(市民課) 個人番号カード交付事業費補助金(10/10)	20,320 20,320

第15款 国庫支出金

(単位：千円)

説 明	

第16款 都支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(1 民生費都負担金)				3 生活保護費負担金	1,156
					6 介護保険料軽減強化負担金	3
計		5,244,732	1,159	5,245,891		

第20款 繰越金 (補正額 249,250 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	333,932	249,250	583,182		
	1 繰越金	333,932	249,250	583,182		
					1 繰越金	249,250
計		333,932	249,250	583,182		

(単位：千円)

説 明	
(生活福祉課) 生活保護費負担金過年度分	1,156 1,156
(高齢福祉課) 介護保険料軽減強化負担金過年度分	3 3

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 繰越金	249,250 249,250

第20款 繰 越 金

第3款 民生費 (補正額 101,370 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社 会 福 祉 費	4,832,511	22,134	4,854,645	7	3	0	0	22,124
	1 社会福祉総務費	607,677	7,335	615,012	0	0	0	0	7,335
					0	0	0	0	3,045
					0	0	0	0	1,637
					0	0	0	0	2,653
	2 心身障害者 福 祉 費	1,462,501	13,372	1,475,873	0	0	0	0	13,372
					0	0	0	0	13,372
	3 老人福祉費	331,893	1,412	333,305	0	0	0	0	1,412
					0	0	0	0	589
					0	0	0	0	7

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
23償還金利子及び割引料	7,335	2 一般事務費（生活福祉課）	3,045
		23償還金利子及び割引料	3,045
		平成27年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	2,432
		平成27年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	613
		9 臨時福祉給付金等支給事業（生活福祉課）	1,637
		23償還金利子及び割引料	1,637
		平成27年度臨時福祉給付金国庫補助金返還金	1,637
		10 生活困窮者自立相談支援等事業（生活福祉課）	2,653
		23償還金利子及び割引料	2,653
		平成27年度生活困窮者自立相談支援等事業国庫負担金返還金	2,653
23償還金利子及び割引料	13,372	1 心身障害者福祉関係事務事業（障害福祉課）	13,372
		23償還金利子及び割引料	13,372
		平成27年度特別障害者手当等給付費国庫負担金返還金	421
		平成27年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金	4,758
		平成27年度障害者医療費国庫負担金返還金	2,236
		平成27年度障害者自立支援給付費等都負担金返還金	2,379
		平成27年度更生医療費都負担金返還金	1,102
		平成27年度療養介護医療費都負担金返還金	2
		平成27年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	2,474
23償還金利子及び割引料	1,412	3 老人福祉施設整備・措置関係費（高齢福祉課）	589
		23償還金利子及び割引料	589
		平成27年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	589
		7 老人医療関係費（保険年金課）	7
		23償還金利子及び割引料	7
		平成27年度老人医療給付費等支払基金交付金返還金	4

第3款 民 生 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	(3 老 人 福 祉 費)				0	0	0	0	816
	6 介護保険事業費	680,703	15	680,718	7	3	0	0	5
					7	3	0	0	5
2	児 童 福 祉 費	6,938,186	31,566	6,969,752	0	0	0	0	31,566
	1 児童福祉総務費	641,999	60	642,059	0	0	0	0	60
					0	0	0	0	60
	2 児童処遇費	5,587,157	31,506	5,618,663	0	0	0	0	31,506
					0	0	0	0	30,872
					0	0	0	0	634

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		平成27年度老人医療給付費等国庫負担金返還金	2
		平成27年度老人医療給付費等都負担金返還金	1
		9 介護予防・地域支え合い事業（高齢福祉課）	816
		23償還金利子及び割引料	816
		平成27年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金	810
		平成27年度介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費都補助金返還金	6
28繰出金	15	2 介護保険特別会計繰出金（高齢福祉課）	15
		28繰出金	15
		介護保険料軽減強化繰出金	15
23償還金利子及び割引料	60	2 一般事務費（子育て支援課）	60
		23償還金利子及び割引料	60
		平成27年度子育て世帯臨時特例給付金国庫補助金返還金	60
23償還金利子及び割引料	31,506	4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課）	30,872
		23償還金利子及び割引料	30,872
		平成27年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金等返還金	8,293
		平成27年度子どものための教育・保育給付費都負担金等返還金	5,397
		平成27年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	1,527
		平成27年度子ども・子育て支援交付金都補助金返還金	1,564
		平成27年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	2,601
		平成27年度東京都認証保育所運営費等補助金返還金	11,200
		平成27年度一時預かり事業・定期利用保育事業費都補助金返還金	44
		平成27年度東京都保育士等キャリアアップ補助金返還金	246
		7 母子父子関係事業（子育て支援課）	634
		23償還金利子及び割引料	634
		平成27年度入院助産保護費都負担金返還金	60

第3款 民 生 費

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
7 賃 金	17	1	1 予防接種事業（健康課）	13,372
			7 賃金	17
11 需 用 費	72		臨時職員賃金	17
			11 需用費	72
1 消 耗 品 費	3		①消耗品費	3
			事業用	3
4 印 刷 製 本 費	69		④印刷製本費	69
			事業用	69
12 役 務 費	16		12 役務費	16
			通信運搬費	16
13 委 託 料	13,016		郵便料等	16
			13 委託料	13,016
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	119		予防接種委託	12,863
			事務委託	153
20 扶 助 費	132		19 負担金補助及び交付金	119
			予防接種負担金	119
23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	19		20 扶助費	132
			予防接種助成	132
			4 健康づくり推進事業（健康課）	19
			23 償還金利子及び割引料	19
			平成27年度疾病予防対策事業費等国庫補助金返還金	19

第4款 衛 生 費

第56号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成 28 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 128,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,098,618千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 8 月31日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,714,906	128,000	1,842,906
	1 他会計繰入金	1,714,906	128,000	1,842,906
歳入合計		1,970,618	128,000	2,098,618

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		1,838,651	128,000	1,966,651
	1 事業費	1,838,651	128,000	1,966,651
歳出合計		1,970,618	128,000	2,098,618

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 繰 入 金 (補正額 128,000 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,714,906	128,000	1,842,906		
	1 一般会計繰入金	1,714,906	128,000	1,842,906		
					1 一般会計繰入金	128,000
	計	1,714,906	128,000	1,842,906		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 一般会計繰入金	128,000 128,000

第4款 繰 入 金

第57号議案

平成 28 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成 28 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 203,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,796,802千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 8 月31日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		751,856	15	751,871
	1 一般会計繰入金	633,268	15	633,283
8 繰越金		1,000	203,116	204,116
	1 繰越金	1,000	203,116	204,116
歳入合計		4,593,671	203,131	4,796,802

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		293	119,922	120,215
	1 基金積立金	293	119,922	120,215
6 諸支出金		2,000	83,209	85,209
	1 償還金及び還付加算金	2,000	83,209	85,209
歳出合計		4,593,671	203,131	4,796,802

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 7 款 繰 入 金 (補正額 15 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	一般会計繰入金	633,268	15	633,283		
	4 その他一般会計繰入金	57,300	15	57,315		
					2 介護保険料 軽減強化負担金 繰入金	15
	計	751,856	15	751,871		

第 8 款 繰 越 金 (補正額 203,116 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	1,000	203,116	204,116		
	1 繰越金	1,000	203,116	204,116		
					1 繰越金	203,116
	計	1,000	203,116	204,116		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課) 介護保険料軽減強化負担金繰入金	15 15
第7款 繰 入 金	

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課) 前年度繰越金	203,116 203,116
第8款 繰 越 金	

第58号議案

稲城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成28年8月31日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市教育委員会委員 城所 正彦 の任期が平成28年9月30日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
城所 正彦		

第6号報告

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり健全化判断比率（平成27年度決算数値）を報告する。

平成28年8月31日

稲城市長 高橋 勝 浩

記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.6	19.7
(12.65)	(17.65)	(25.0)	(350.0)

備考

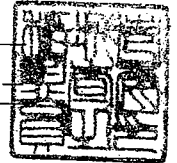
- 1 実質赤字額若しくは連結実質赤字額がない場合又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内の数値は、稲城市に該当する早期健全化基準を示す。



稲 監 第 316 号
平成 28 年 8 月 22 日

稲城市長 高橋勝浩様

稲城市監査委員 軍 司 信
稲城市監査委員 中 山 賢



平成 27 年度健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

平成 27 年度 健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成 27 年度 実質赤字比率
- (2) 平成 27 年度 連結実質赤字比率
- (3) 平成 27 年度 実質公債費比率
- (4) 平成 27 年度 将来負担比率

2 審査の実施期間

平成 28 年 7 月 20 日から平成 28 年 8 月 19 日まで

3 審査の手続

審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

指 標	平成 27 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	非該当 (△ 3.77)	12.65	20.00
連結実質赤字比率	非該当 (△14.76)	17.65	30.00
実質公債費比率	1.6	25.0	35.0
将来負担比率	19.7	350.0	

備考：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「非該当」を記載している。なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

1 実質赤字比率について

平成27年度の一般会計等の実質収支額は黒字で、実質赤字比率は早期健全化基準の12.65%を下回る水準となっている。

2 連結実質赤字比率について

平成27年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び地方公営企業会計の実質収支額は黒字で、連結実質赤字比率は早期健全化基準の17.65%を下回る水準となっている。

3 実質公債費比率について

平成25年度から平成27年度までの3か年平均の実質公債費比率は1.6%であり、早期健全化基準の25.0%を下回る水準となっている。

4 将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率は19.7%であり、早期健全化基準の350.0%を下回る水準となっている。

第3 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

<参考>

1 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

【算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

公立病院、下水道その他の地方公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

【算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

【算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(3か年平均)} \\ \text{標準財政規模 - (元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

4 将来負担比率

地方公共団体の現在抱えている借入金（地方債）その他の負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

【算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

第7号報告

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり資金不足比率（平成27年度決算数値）を報告する。

平成28年8月31日

稲城市長 高橋 勝 浩

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
病院事業会計	—	資金不足比率の算定に用いた事業の規模は、政令第17条第1号の規定により算定した。
下水道事業特別会計	—	資金不足比率の算定に用いた事業の規模は、政令第17条第3号の規定により算定した。

備考

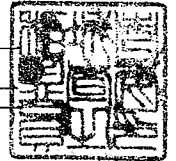
- 1 資金不足が生じていない場合は、「—」を記載している。
- 2 「政令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）である。



稲監第 316-2 号
平成 28 年 8 月 22 日

稲城市長 高橋勝浩様

稲城市監査委員 軍司 信
稲城市監査委員 中山 賢



平成 27 年度資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

平成 27 年度 資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成 27 年度 稲城市病院事業会計資金不足比率
- (2) 平成 27 年度 稲城市下水道事業特別会計資金不足比率

2 審査の実施期間

平成 28 年 7 月 20 日から平成 28 年 8 月 19 日まで

3 審査の手続

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された下記の会計に関する資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

指 標	平成 27 年度	経営健全化基準
稲城市病院事業会計 資金不足比率	非該当 (△25.1)	20.0
稲城市下水道事業特別会計 資金不足比率	非該当 (△ 0.2)	20.0

備考：資金不足が生じていない場合は、「非該当」を記載している。なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

1 病院事業会計の資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率は、経営健全化基準の20.0%を下回る水準となっている。

2 下水道事業特別会計の資金不足比率

下水道事業特別会計の資金不足比率は、経営健全化基準の20.0%を下回る水準となっている。

第3 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の資金不足比率は法令の定める経営健全化基準を下回っており、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

<参考>

資金不足比率

公立病院、下水道その他の地方公営企業の資金不足の大きさを、その地方公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表したもの。

【算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

第8号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年8月31日

稲城市長 高橋 勝 浩

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分した損害賠償額の決定に関する報告

下水道施設管理上の瑕疵により下水道施設で発生した自動車損傷事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定した。

1 損害賠償の額 103,938円

2 損害賠償の相手方

第9号報告

平成27年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、平成27年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書を別紙のとおり提出する。

平成28年8月31日

稲城市長 高橋勝浩

平成27年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書

1 総括表

(単位 円)

1	原	資	5,000,000
内訳	前	年度末残高	5,000,000
	増	加額	0
2	前	年度繰越額	5,000,000
内訳	現	金	5,000,000
	貸	付金	0
3	総	収入金額(償還金)	0
4	総	支出金額(貸付金)	0
5	本	年度末残高	5,000,000
内訳	現	金	5,000,000
	貸	付金	0
6	回	転数	$\frac{\text{(総支出金額)}}{\text{(原資)}}$ 0.00回

2 月別収支状況表

(単位 円)

月別	繰越金額	収入金額 (償還金)	支出金額 (貸付金)	差引金額	貸付金現在高
27年4月	(前年度繰越分) 5,000,000	0	0	5,000,000	0
5月		0	0	5,000,000	0
6月		0	0	5,000,000	0
7月		0	0	5,000,000	0
8月		0	0	5,000,000	0
9月		0	0	5,000,000	0
10月		0	0	5,000,000	0
11月		0	0	5,000,000	0
12月		0	0	5,000,000	0
28年1月		0	0	5,000,000	0
2月		0	0	5,000,000	0
3月		0	0	5,000,000	0
合計	(前年度繰越分) 5,000,000	0	0	(翌年度繰越分) 5,000,000	0

第10号報告

平成27年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、平成27年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告書を別紙のとおり提出する。

平成28年8月31日

稲城市長 高 橋 勝 浩

平成27年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告書

1 総括表

(単位 円)

1	原	資	2,000,000
内 訳	前	年度末残高	2,000,000
	増	加額	0
2	前	年度繰越額	2,000,000
内 訳	現	金	2,000,000
	貸	付金	0
3	総	収入金額(償還金)	0
4	総	支出金額(貸付金)	0
5	本	年度末残高	2,000,000
内 訳	現	金	2,000,000
	貸	付金	0
6	回	転数	0.00回
		(総支出金額) / (原資)	

2 月別収支状況表

(単位 円)

月 別	繰越金額	収入金額 (償還金)	支出金額 (貸付金)	差引金額	貸付金現在高
27年 4 月	(前年度繰越分) 2,000,000	0	0	2,000,000	0
5 月		0	0	2,000,000	0
6 月		0	0	2,000,000	0
7 月		0	0	2,000,000	0
8 月		0	0	2,000,000	0
9 月		0	0	2,000,000	0
10月		0	0	2,000,000	0
11月		0	0	2,000,000	0
12月		0	0	2,000,000	0
28年 1 月		0	0	2,000,000	0
2 月		0	0	2,000,000	0
3 月		0	0	2,000,000	0
合計	(前年度繰越分) 2,000,000	0	0	(翌年度繰越分) 2,000,000	0

第11号報告

平成27年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、平成27年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書を別紙のとおり提出する。

平成28年8月31日

稲城市長 高橋勝浩

平成27年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書

1 総括表

(単位 円)

1	原	資	1,000,000
内 訳	前	年度末残高	1,000,000
	増	加額	0
2	前	年度繰越額	1,000,000
内 訳	現	金	1,000,000
	貸	付金	0
3	総	収入金額(償還金)	0
4	総	支出金額(貸付金)	0
5	本	年度末残高	1,000,000
内 訳	現	金	1,000,000
	貸	付金	0
6	回	転数 $\frac{\text{(総支出金額)}}{\text{(原資)}}$	0.00回

2 月別収支状況表

(単位 円)

月 別	繰越金額	収入金額 (償還金)	支出金額 (貸付金)	差引金額	貸付金現在高
27年 4 月	(前年度繰越分) 1,000,000	0	0	1,000,000	0
5 月		0	0	1,000,000	0
6 月		0	0	1,000,000	0
7 月		0	0	1,000,000	0
8 月		0	0	1,000,000	0
9 月		0	0	1,000,000	0
10月		0	0	1,000,000	0
11月		0	0	1,000,000	0
12月		0	0	1,000,000	0
28年 1 月		0	0	1,000,000	0
2 月		0	0	1,000,000	0
3 月		0	0	1,000,000	0
合計	(前年度繰越分) 1,000,000	0	0	(翌年度繰越分) 1,000,000	0